

随意契約締結状況

(令和3年8月～9月)

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約 担当部課の 名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約にかかる 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
1	日立X線照射装置のX線管装置 (6台)の交換作業 一式 日本赤十字社 近畿ブロック血液センター	総務部経理課 茨木市彩都あさぎ 7丁目5-17	令和3年8月20日	富士フィルムヘルスケアシス テムズ株式会社 大阪府大阪市港区弁天1-2-1	14,916,000円	同社は当該機器の製造・販売元であり、 本交換作業に必要な技術・能力及び部 品等を有するのは同社のみであることか ら、契約の性質又は目的が競争を許さ ない場合に該当するため(日本赤十字 社会計規則第36条第4項)	
2	防潮板修繕工事(南側) 一式 兵庫県赤十字血液センター	総務部経理課 茨木市彩都あさぎ 7-5-17	令和3年8月20日	日本管財株式会社 兵庫県西宮市六湛寺町9-16	2,065,800円	予定価格が250万円を超えない工事に 該当するため(日本赤十字社会計規則 施行細則第35条第1号)	
3	採血事務室系統の空調機更新工 事 一式 大阪府赤十字血液センター 御堂筋出張所	総務部経理課 茨木市彩都あさぎ 7丁目5-17	令和3年8月24日	日本空調サービス株式会社 大阪支店 大阪府箕面市船場東2-4-56	1,111,000円	予定価格が250万円を超えない工事に 該当するため(日本赤十字社会計規則 施行細則第35条第1号)	
4	冷凍庫1冷凍機等交換工事 一式 日本赤十字社 近畿ブロック血液センター	総務部経理課 茨木市彩都あさぎ 7丁目5-17	令和3年8月30日	株式会社大同工業所 大阪府東大阪市楠根1-6-45	1,554,388円	予定価格が250万円を超えない工事に 該当するため(日本赤十字社会計規則 施行細則第35条第1号)	
5	メールシーラー 1台 滋賀県赤十字血液センター	総務部経理課 茨木市彩都あさぎ 7丁目5-17	令和3年9月3日	デュプロ株式会社 滋賀営業 所 滋賀県栗東市北中小路421-1	2,130,700円	同社は当該機器の製造・販売元であり、 同社のみが取扱い可能であることから、 契約の性質又は目的が競争を許さない 場合に該当するため(日本赤十字社会 計規則第36条第4項)	
6	急速冷凍装置維持管理点検業務 一式 日本赤十字社 近畿ブロック血液センター	総務部経理課 茨木市彩都あさぎ 7丁目5-17	令和3年9月7日	タカハシガリレイ株式会社 大阪府大阪市西淀川区竹島 2-6-18	13,750,000円	同社は当該設備の製造元であり保守点 検業者であることから、設備の構造に精 通しており、確実に本業務が実施でき ることから、契約の性質又は目的が競争 を許さない場合に該当するため(日本赤 十字社会計規則第36号第4項)	
7	ハンドシーラー、チューブシーラー 5台 大阪府赤十字血液センター 御堂筋出張所(3台) 古川橋出張所(2台)	総務部経理課 茨木市彩都あさぎ 7丁目5-17	令和3年9月24日	川澄化学工業株式会社 東京都港区港南2-15-2 品川インターシティB棟9階	1,602,700円	同社は当該機器の製造・販売元であり、 同社のみが取扱い可能であることから、 契約の性質又は目的が競争を許さない 場合に該当するため(日本赤十字社会 計規則第36条第4項)	